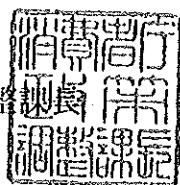


消政調第188号
平成22年12月27日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿
厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室長 殿

消費者庁政策調整課長



入浴施設の排(環)水口による事故への対応について（依頼）

平素より消費者の安全・安心の確保については格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年11月に、消費者安全法（平成21年法律第50号）に基づき、消費者庁に対し、入浴施設のジェットバス（噴流式泡風呂）における事故の通知がありました。この事故は、浴槽側面の排(環)水口※の蓋が外れており、子どもが足の先を吸い寄せられて打ちつけた（治療を要するけがはなし）というものでした。

この事例に限らず、入浴施設における排(環)水口による事故については、P I O—NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）によれば、平成12年度から平成22年10月末までに、10件の発生が報告されており、体の一部が排(環)水口に吸い込まれたり、吸い付いたといった内容の相談が寄せられています。

入浴施設の排(環)水口の構造は、プール施設のものと同様・類似のものもあることから、このような入浴施設における排(環)水口による事故を防止するためには、プールの管理に関する考え方方が参考になると考えられます。プールにおける排(環)水口による事故については、平成18年7月に、子どもが吸い込まれて亡くなる事故が発生したため、「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省・国土交通省）に基づいて、関係各省庁より、プールの設置管理者に対し適切な管理運営等を行うよう求めています。

つきましては、貴職におかれましては、別紙に掲げる関係団体等に対し、前述の「プールの安全標準指針」を参照しつつ、排(環)水口の蓋等がきちんと装着されているかの日常点検や、安全な構造であるかの確認など、吸込み事故防止のための措置を適切に講じるよう団体会員に対して周知等していただぐ旨、通知していただきますようお願いします。

※ 排(環)水口とは、上記の指針で使用されている用語で、プール施設の排水口、返還水口、循環排水口、吸込み口、吸水口、取水口等の総称。

(別紙関係団体等)

日本サウナ・スパ協会

全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会

厚生労働省認定 温泉利用型健康増進施設 (24ヶ所)

厚生労働省認定 温泉利用プログラム型健康増進施設 (34ヶ所)